

令和 2 年 11 月 4 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症にかかる診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 29)

今般、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱いが別紙のとおり厚生労働省より示された旨、日本医師会より通知がありましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

主な内容といたしましては、令和 2 年 10 月 9 日付け福県医発第 1888 号 (地) にてご連絡いたしました「診療・検査医療機関」における時間外加算等の取扱い等について示されたものであります。

時間外加算については、「診療・検査医療機関」として、当該保険医療機関が表示する診療時間以外の時間において発熱患者等の診療等を実施する場合 (つまり、常態として診療応需の態勢をとり、診療時間内と同様の取扱いで診療を行っている場合であっても)、時間外加算が算定できるとされております。

休日加算又は深夜加算については、「診療・検査医療機関」として、発熱患者等の診療を休日又は深夜に実施する場合に、当該保険医療機関を「救急医療対策の整備事業について」に規定された保険医療機関、又は地方自治体等の実施する救急医療対策事業の一環として位置づけられている保険医療機関とみなし、それぞれの要件を満たせば算定できることとして差し支えないとされました。

夜間・早朝等加算については、要件を満たせば通常どおり算定できます。

また、本取扱いに係る届出の変更や休日当番医・輪番制への参加等を行う必要はありません。その他、詳細は別添別紙をご確認ください。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、ご参考までに、各加算の通常の要件の概要は下記のとおりです。

記

(参考) ※通常の要件

時間外加算

◇時間外加算は、各都道府県における医療機関の診療時間の実態、患者の受診上の便宜等を考慮して一定の時間以外の時間をもって時間外として取り扱うこととし、その標準は、概ね午前 8 時前と午後 6 時以降 (土曜日の場合は概ね午前 8 時前と正午以降) 及び休日加算の対象となる休日以外の日を終日休診日とする保険医療機関における当該休診日となっています。

(ただし、当該標準によることが困難な保険医療機関については、その表示する診療時間以外の時間をもって時間外として取り扱います。)

◇上記により時間外とされる場合においても、当該保険医療機関が常態として診療応需の態勢をとり、診療時間内と同様の取扱いで診療を行っているときは、時間外の取扱いとはなりません。

休日加算

- ◇休日加算の対象となる日は、日曜日と国民の祝日に関する法律に規定される休日及び1月2日・3日、12月29日から31日です。
- ◇一般の医療機関では、診療応需体制にある場合は算定できません。算定できるのは、急病などやむを得ない場合で、診療応需体制を解いている休診日、あるいは診療日の時間外です。
- ◇一方、診療時間内の受診でも算定できる場合が規定されています。客観的に休日における救急医療の確保のために診療を行っていると認められる医療機関で、①地域医療支援病院、②救急病院・救急診療所、③地方自治体の実施する救急医療対策事業の一環として位置づけられている保険医療機関（休日当番医等救急医療体制の確保のため自治体の要請により診療する保険医療機関）などが規定されています。

深夜加算

- ◇深夜加算は、初診が深夜に開始された場合に算定でき、深夜加算の対象となる時間は、いずれの季節においても午後10時から午前6時までの間です。
- ◇算定できるのは、急病などやむを得ない場合で、自己の表示する診療時間が深夜を含んでいない医療機関、又は自己の表示する診療時間が深夜にまで及んでいる医療機関（いわゆる夜間開業）の当該表示する診療時間と重複していない場合の診療です。
- ◇一方、診療時間内の受診でも算定できる場合が規定されています。客観的に深夜における救急医療の確保のために診療を行っていると認められる医療機関で、①地域医療支援病院、②救急病院・救急診療所、③地方自治体の実施する救急医療対策事業の一環として位置づけられている保険医療機関（休日当番医等救急医療体制の確保のため自治体の要請により診療する保険医療機関）などが規定されています。

夜間・早朝等加算

- ◇夜間・早朝等加算の対象となる時間は、午後6時（土曜日にあつては正午）から午前8時までの間（深夜及び休日を除く）、休日又は深夜です。
- ◇算定できるのは、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす診療所において、当該医療機関が表示する診療時間内の時間において初診を行った場合です。
- ◇診療所の夜間・早朝等の時間帯の診療を評価した夜間・早朝等加算は、主として、保険医療機関が診療応需の態勢を解いた後において、急患等やむを得ない事由により診療を求められた場合には再び診療を行う態勢を準備しなければならないことを考慮して設けられている時間外加算、深夜加算、休日加算とは明確に区分されます。

以上

(保 247)

令和2年10月30日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松本吉郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 29)

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について、添付資料のとおり厚生労働省より取扱いが示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

次のインフルエンザの流行に備えた医療提供体制の整備として、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関等を相談・受診し、必要に応じて検査を受けられる体制の整備についてお願いしているところですが、今般、「診療・検査医療機関（仮称）」における時間外加算等の取扱いについて示されたものであります。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 29)
(令 2.10.30 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事務連絡
令和2年10月30日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その29）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い及び施設基準に係る臨時的な対応等について別添のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関に対し周知徹底を図られたい。

以上

(別添)

問1 保険医療機関が「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」(令和2年9月4日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)に示される「診療・検査医療機関(仮称)(以下、「診療・検査医療機関」という。)」として、当該保険医療機関が表示する診療時間以外の時間において発熱患者等の診療等を実施する場合、A000 初診料又はA001 再診料若しくはA002 外来診療料に係る加算については、どのような取扱いとなるか。

(答) A000 初診料の注7から注9に規定する加算又はA001 再診料注5から注7に規定する加算若しくはA002 外来診療料の注8及び注9に規定する加算については、それぞれの要件を満たせば算定できる。

なお、診療・検査医療機関において、発熱患者等の診療を、休日又は深夜に実施する場合に、当該保険医療機関を「救急医療対策の整備事業について」に規定された保険医療機関又は地方自治体等の実施する救急医療対策事業の一環として位置づけられている保険医療機関とみなし、休日加算又は深夜加算について、それぞれの要件を満たせば算定できることとして差し支えない。

問2 保険医療機関が診療・検査医療機関として、当該保険医療機関が表示する診療時間以外の時間において発熱患者等の診療等を実施する場合、診療報酬上における診療時間についてはどのような取扱いとなるか。

(答) 保険医療機関が診療・検査医療機関として、例えば、当該保険医療機関が表示する診療時間を超えて発熱患者等の診療等を実施する等、当該保険医療機関における診療時間の変更を要する場合であっても、当該保険医療機関において、診療・検査医療機関として指定される以前より表示していた診療時間を、当該保険医療機関における診療時間とみなすこととして差し支えない。

問3 診療・検査医療機関において、発熱患者等の診療等を実施するために診療時間の変更が生じた場合、A001 再診料の注10に規定する時間外対応加算に係る届出の変更を行う必要があるか。

(答) 不要。

問4 B002 開放型病院共同指導料（Ⅰ）及びB003 開放型病院共同指導料（Ⅱ）について、新型コロナウイルス感染症対策等のため、開放型病院に自己の患者を入院させた保険医がリアルタイムでの画像を介したコミュニケーション（以下「ビデオ通話」という。）が可能な機器を用いて共同指導を行った場合について、どのような取扱いとなるか。

（答）新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いとして、開放型病院の保険医及び開放型病院に自己の患者を入院させた保険医が療養上必要な指導を共同で行うに当たり、開放型病院の保険医が患者と対面で共同指導を実施し、かつ、開放型病院に自己の患者を入院させた保険医が、ビデオ通話が可能な機器を用いて共同指導を行う場合には、それぞれの算定要件を満たすこととする。